

開会 午前 10 時 00 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和6年第6回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

今期定例会において、8月28日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情書の写しのとおりであり、陳情第6号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、産業教育常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、7番、木村則彦君、8番、秋元英俊君を指名いたします。

◎会期の日程

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 本田佳子君登壇〕

○議会運営委員長（本田佳子君） おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会を8月28日に開催いたしました。

本定例会に係る案件は、認定1件、報告1件、条例の一部を改正する条例制定議案4件、規約の一部変更議案1件、補正予算議案5件、陳情が1件となっており、定例会中の追加予定案件が8件であります。

したがいまして、議会運営委員会としましては、第1日、9月5日木曜日を初日本会議、終了後、各常任委員会と議会運営委員会、第2日を9月6日金曜日は一般質問、第3日と第4日は土日のため休会、第5日と第6日の9月9日月曜日と10日火曜日は決算特別委員会、第7日と第8日の9月11日水曜日と12日木曜日は事務整理等で休会、第9日、9月13日金曜日を最終日本会議として、会期を9日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日から9月13日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は9日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第6回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

本日提出いたしますのは、決算の認定1件と報告1件、議案として、条例の一部改正4件、規約の一部変更1件、補正予算5件の計12件であります。

なお、会期中に人事案件を提案したいと考えております。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、6月定例会後の町政諸般についてご報告申し上げます。

初めに、令和6年度普通交付税交付額の決定についてご報告申し上げます。

総務省は、7月23日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、同日、令和6年度普通交付税大綱について閣議報告いたしました。

全国の市町村分のうち財源不足団体の対前年度算定比は、普通交付税交付決定額で3.3%の増、臨時財政対策債発行可能額で53.7%の減で、合わせた実質的な交付税は0.2%の増となっております。

秋田県における市町村分の対前年度算定比は、普通交付税当初交付決定額で1.8%の増、臨時財政対策債発行可能額で50.5%の減で、合わせた実質的な交付税は1.0%の増となっております。

当町においては、普通交付税交付決定額が17億5,991万1,000円で、前年度当初算定額14億7,586万6,000円と比較し、2億8,404万5,000円、19.2%の増となりました。

また、臨時財政対策債発行可能額は724万3,000円で、対前年度比406万円、35.9%の減となりました。この2つを合わせた実質的な交付税額では、対前年度比2億7,998万5,000円、18.8%の増となりました。

基準財政需要額において、公債費における臨時財政対策債償還額の減や保健衛生費における国民健康保険被保険者数の減などの減少要因があったものの、子ども・子育て政策の推進のため創設されたこども子育て費などの新たな算定項目による基準財政需要額の増や、高齢者保健福祉費におけるサービス利用人数の増、公債費における過疎対策事業債償還額の増などにより、対前年度比1.3%の増となりました。

一方で、基準財政収入額においては、法人税割をはじめとした市町村民税の減少が大きく影響し、前年度比21.4%の大幅な減少となりました。

基準財政需要額が増加した一方で、基準財政収入額が減少したことにより、普通交付税決定額は前年度比19.2%増での決定となったものでございます。

臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、地方財政法の特例として発行するも

ので、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入されます。

令和6年度予算において、普通交付税は16億円、臨時財政対策債は800万円を計上しておりますので、既決予算額に対する留保財源は1億5,915万4,000円となっております。

以上、令和6年度の普通交付税の交付額等の決定についてご報告をいたします。

次に、令和6年度普通共用林野の運営状況についてご報告申し上げます。

入林料徴収関門につきましては、今年も樹海ライン沿いの5か所に設置し、5月18日朝4時から運営を開始いたしました。同日13時頃、鹿角市十和田大湯字大湯の大平林道付近で、遭難者を捜索していた警察官が熊に襲われるという事件が発生いたしました。

入林料徴収関門は事件現場からの距離が近く、安全が確保できないという判断をしたことから、翌19日から樹海ライン沿いの入山規制を実施し、全ての関門を閉鎖するとともに、マスコミ報道やチラシ作成による周知を行いました。

このことにより、今年度の普通共用林野運営は1日間のみとなり、入林者数は町外者275人、町内者27人の計302人という結果でございました。

なお、入林許可証は179人の町民に交付いたしました。入山規制に伴い許可証の払戻し措置を取り、68人の方に払戻しを行いました。

収支状況につきましては、年度途中であることから決算見込みとして報告を受けており、収入は積立金取崩し分124万円を含めた約190万円に対し、支出は約158万円となる見込みでございます。

来年度以降は、ツキノワグマの出没状況により、秋田県など関係各機関と協議の上、普通共用林野の運営可否について検討してまいりたいと考えております。

次に、令和6年度の熊の目撃情報及び被害状況等についてご報告申し上げます。

8月14日現在、本町での熊の目撃通報件数は56件となっておりますが、幸いにも被害報告はありませんでした。

町では、目撃の通報を受け、鹿角警察署や小坂町猟友会と情報連携し、状況確認とともに、看板の設置やメールの配信を行っているほか、7月1日から秋田県が運用を開始したツキノワグマ等情報マップシステム・クマダスを活用し、熊目撃情報の周知を行っております。

また、捕獲用のおりの設置につきまして、猟友会と協議の上、鹿角地域振興局に申請を行い、許可後、猟友会からおりの設置と見回りについて協力をいただいているところでございます。

今年度は、秋田県の捕獲機材等購入支援事業を活用し、新たに捕獲用のおり10基を購入い

たしましたので、被害防止対策への活用が期待できるところでございます。

捕獲頭数については、5月2日から8月12日までに川上地区で11頭、5月17日から7月15日までに魁地区で3頭、6月24日から8月14日までに上向地区で1頭、計15頭を捕獲しております。

昨年は山の木の実が極端に不作だったことから、里山に出没する熊が多かったものと聞いております。今年の木の実は平年並みのようでございますが、昨年、里で楽にエサが得られたことを学習した熊が再び出没することが十分考えられます。被害に遭わないためには、町民一人一人の注意が最も重要であります。

町といたしましては、今後も鹿角警察署や猟友会などと連携し、広報や看板設置、メール配信及びクマダスへの情報掲載などにより、これまで以上の注意喚起を図ってまいります。

次に、本日配付いたしましたものについて報告いたします。

地区自治会連絡協議会ごとに開催した令和6年度の町長との懇談会についてご報告申し上げます。

町が目指す将来像である「ひとと自然と文化を未来につなぐ 魅力あふれるまち」に向け、より多くの町民から意見などを反映し、また、積極的にまちづくりに参加していただくために、町内地区自治会連絡協議会ごとに4回に分けて、令和6年度町長との懇談会を8月22日から29日までにかけて開催し、総勢53名の方にお集まりいただきました。

町からは、私をはじめ、副町長、各課長等が出席し、令和6年度のまちづくりについて説明をした後、これからのまちづくり等について意見交換を行いました。

各地区からは、空き家の環境保全、鳥獣被害防止対策、資源循環・脱炭素の取組、七夕祭への支援、国道・河川の整備・維持管理、道の駅十和田湖の開業、町の防災態勢など、様々な意見や要望、提言が出されました。

各地区から出されました意見等については、今後の町政運営及び第6次小坂町総合計画後期基本計画の策定に向けて生かしていきたいと考えております。

また、今後も機会を捉えて、町民の皆様からお話を聞かせていただき、町民目線でまちづくりに取り組んでまいります。

次に、地域おこし協力隊員の任用についてご報告申し上げます。

今年度2人目の地域おこし協力隊員を9月1日付で任用しました。ぶどう就農関係では、令和4年4月から活動している熊澤さんが今年で3年目を迎え、任期終了後の定着を視野に入れながら頑張っておりますが、8月に新たに応募があり、ぶどう就農関係3人目の地域お

こし協力隊員として石橋辰耶さんの任用が決まりました。

石橋さんは千葉県出身の33歳で、大学卒業後は軽井沢等のリゾートホテルのレストランやワインバルに勤めていたほか、IT企業での勤務経験もあり、IT関係のスキルも持ち合わせております。

冷涼な地域への移住希望と、果実や野菜の栽培・加工等にも興味があり、また、7月に移住体験ツアーで訪れたときに試飲した山ぶどう系ワインの味に驚きと可能性を感じ、応募を決めたようであります。

活動内容は、ぶどう栽培、産直施設や小坂七滝ワイナリーでの補助業務が主となりますが、将来的にはぶどう畑の継承や指導する立場になることを思い描いているようでございます。

また、これまでの経験からコミュニケーション能力も高く、人当たりのよい好青年でありますので、皆様には気軽に声をかけていただき、励ましていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、第61回秋田県消防操法大会の結果についてご報告申し上げます。

秋田県消防操法大会が去る8月24日に、由利本荘市の秋田県消防学校を会場に行われ、秋田県消防協会鹿角支部を代表いたしまして、小坂町消防団第4分団第3部が小型ポンプ操法の部に、第4分団第1部がポンプ車操法の部に出場いたしました。

第3部、第1部ともに6月30日に行われた小坂町消防訓練大会で優勝し、続く7月7日に行われた鹿角支部消防訓練大会でも見事優勝し、鹿角支部の代表として秋田県消防操法大会出場を勝ち取りました。

第3部の県操法大会への出場は11回連続15度目となり、うち全県優勝1回、準優勝3回を果たしております。第1部の県操法大会への出場は11大会ぶりの10度目となり、うち全県優勝3回、準優勝3回を果たしております。

今回の大会でも優勝を目指し、7月下旬から大会前日まで約1か月の長期間にわたり、鹿角広域消防署の操法指導員から指導を受けながら、早朝や夕方の訓練を積み重ねてまいりました。消防団全体としても、団長をはじめとする協力体制の下、各団員が交代で練習の補助や激励を行い、出場隊の訓練を長期間にわたって支えてまいりました。

大会当日は、小型ポンプ操法では9チーム中9番目の出場、ポンプ車操法では7チーム中6番目の出場順となり、優勝候補より後の操法実施に各操作員ともプレッシャーがかかる順番でありましたが、両チームともすばらしい消防操法を披露いたしました。

結果は小型ポンプ操法で第3部が4位、ポンプ車操法で第1部が3位となりました。各操

作員がこれまで積み重ねてきた技術、気力、団結力は、優勝した出場隊と比較しても決して引けは取らない内容でありました。

今後も他の分団と切磋琢磨して競い合い、消防団全体の技術の向上を図っていただきたいと希望するものでございます。

次に、水稻の生育状況についてご報告申し上げます。

鹿角地域振興局農林部農業振興普及課の調査によりますと、鹿角地域管内の出穂期は平年より3日早い8月1日になりました。8月20日に実施した水稻定点調査では、穂数については、茎数が7月中旬まで平年より少なく推移したものの、7月下旬には平年並みとなり、穂数は1㎡当たり494本で平年比102%と平年並みになりました。

また、1穂当たりの着粒数は74.2粒で、平年比109%と多くなりました。穂数に1穂当たりの着粒数を掛け合わせた1㎡当たりの着粒数は、穂数は平年並みであるものの、1穂当たりの着粒数が多いことから、こちらも平年比109%となっております。

病害虫につきましては、特に水田内に雑草が発生している圃場で、斑点米カメムシ類の発生が多い状況であり、斑点米被害に注意する必要があります。

また、高温が続いていることから、令和5年同様、登熟は早くなると考えられるため、収穫適期を逃さないよう、良質米生産へ向けて注意喚起してまいります。

以上で、町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

教育行政についてご報告申し上げます。

初めに、小坂小学校・中学校、児童生徒の活躍についてご報告いたします。

6月15日、16日に鹿角中学校総合体育大会が開催されました。鹿角市総合競技場で開催された陸上競技大会では、秋本昊輝さんが男子共通砲丸投げで2位、目時弥さんが女子共通100mハードルで3位、女子共通400mリレーで3位、男子1年100mで宮舘滯さんが3位、女子1年100mで目時弥さんが3位、女子1年1,500mで永田珠梨さんが1位、成田芽衣さんが2位、女子低学年400mリレーで2位となるなど、参加選手一人一人が練習の成果を発揮してくれました。

バスケットボールでは女子が3位、男子も3位、卓球は女子団体が2位、男子団体も2位となり、女子個人の山口絢音さんと、男子個人の木村愛琉さんが決勝リーグに進み4位とな

りました。

鹿角中学校総体の上位入賞者は、7月13日から15日までに開催された全県中学校総体にこまを進め健闘しました。大会では、陸上の男子砲丸投げで秋本晃輝さんが3位となり、8月8日から10日に宮城県仙台市で開催された東北中学校陸上競技大会への出場を果たし、健闘いたしました。

7月6日、7日に開催された鹿角ミニバスケットボール夏季大会では、スポーツ少年団男子は十和田小との合同チームで挑み準優勝、女子小坂レッドウェーブは最後まで全力で戦い抜きました。

7月13日、14日には鹿角小学校クラブ野球大会で小坂スピリッツが出場し、準優勝となりました。

また、スクールバンド部や吹奏楽部の活躍もありました。7月28日、秋田市で開催された秋田県吹奏楽コンクールに小坂小学校スクールバンド部が出場し、銅賞を受賞しました。小坂中学校吹奏楽部は、7月6日に行われた吹奏楽コンクール県北地区大会で7年連続の金賞を受賞し、また、7月27日に行われた第66回秋田県吹奏楽コンクールで金賞を受賞しました。部活動での根気強い努力の成果であり、一人一人の演奏技術が向上している結果と考えております。

児童生徒の活躍は、小中一貫校として小学校での学びが中学校へとうまくつながり、切磋琢磨している姿であり、日々の練習における学校・保護者をはじめ、地域の指導者や関係団体の皆様のご理解、ご指導のたまものと考えております。今後とも、児童生徒が伸びやかに成長していけるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会事務の点検・評価についてご報告申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務づけられております。

小坂町教育委員会においても、昨年に引き続き、令和5年度について法律の趣旨にのっとり、教育委員会事務の点検及び評価を行いました。

内部評価を実施し、外部評価者から意見をいただいた結果、34事業のうち、「期待した効果が得られた」が25事業、「おおむね期待した効果が得られた」が7事業、「期待した効果を下回った」が2事業、「期待した成果を得られなかった」及び「効果が少なく向上の見込みがない」に該当する事業はありませんでした。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を縮小または中止していた事業が行われた結果、指標値50%以下の事業がなくなりました。

この評価を踏まえ、各事業の課題について、より一層効果を高めるための取組や、より効果的な実施方法、民間との役割分担を踏まえた町の関与の見直し等について検討し、各教育施策のさらなる充実に向けて取り組んでまいります。

以上で、教育行政報告といたします。

○議長（目時重雄君） これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたします。

◎認定第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第4、認定第1号 令和5年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、決算内容及び別紙意見書の朗読についてはこれを省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 認定第1号 令和5年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

上程させていただきました一般会計と7つの各特別会計及び2つの公営企業会計の令和5年度歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定によります小坂町監査委員の審査が完了いたしましたので、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、監査委員の決算審査意見書及び予算の執行実績と主要施策の成果報告書並びに地方自治法施行令第166条第2項に規定する決算附属書類とともに提出いたしますので、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、議会の認定を賜りたくお願い申し上げます。

それでは、令和５年度小坂町一般会計の歳入歳出決算からご説明申し上げます。

一般会計歳入歳出決算は、令和４年度繰越明許費として議決いただきました13件を含む、予算額52億7,888万1,000円に対し、歳入決算額は51億2,120万1,804円、歳出決算額は49億7,905万6,505円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、１億4,214万5,299円の黒字となります。

このうち、8,497万6,000円が令和６年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は5,716万9,299円の黒字決算となりました。

歳入総額は、前年度より１億118万4,000円、率にして1.9%の減となりました。この要因の主なものは、使用料及び手数料が804万8,000円、15.5%、寄附金が2,384万6,000円、48.8%増加したものの、町税が１億9,866万9,000円、16.9%、地方交付税が２億3,742万4,000円、11.3%、地方債が6,658万1,000円、39.2%、それぞれ減少したため、財政調整基金などからの繰入金で財源不足を補っております。

また、収入未済額につきましては、町税と使用料収入において発生しており、町民負担の公平性の確保と健全な財政運営を図る観点から、今後も厳正かつ的確な対応を講じてまいります。

歳出総額は、前年度より261万6,000円、0.1%の減となりました。これは、価格高騰対策事業、和井内エリア整備事業、小坂鉄道レールパーク整備事業、旧川上公民館解体工事などにより、商工費が8,132万2,000円、教育費が１億9,583万1,000円増加したものの、財政調整基金への積立金の減少などにより、総務費が３億1,212万9,000円減少したことによるものでございます。

また、令和５年度末における地方債現在高は34億7,378万7,000円となり、前年度より４億3,923万8,000円減少いたしました。

一方、財政調整基金と減債基金を合わせた残高は12億7,288万5,000円となり、前年度より３億1,858万7,000円減少いたしました。

次に、各特別会計の決算について申し上げます。

初めに、国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、予算額４億6,862万4,000円に対し、歳入決算額は４億6,541万2,054円、歳出決算額は４億6,448万2,243円で、実質収支額は92万9,811円の黒字となり、令和６年度へ繰越いたしました。

なお、保険税などの減少により、財源不足を国保財政調整基金より600万円を繰入れしたことから、年度末における同基金残高は１億3,908万1,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、予算額8,439万5,000円に対し、歳入決算額は8,424万3,822円、歳出決算額は8,422万7,857円であります。実質収支額は1万5,965円の黒字となり、令和6年度へ繰越いたしました。

介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定が予算額8億267万5,000円に対し、歳入決算額は8億353円、歳出決算額は7億9,750万6,080円であります。実質収支額は249万4,273円となり、令和6年度へ繰越いたしました。

なお、年度末における介護給付費準備基金の残高は3,160万4,000円となりました。

次に、介護サービス事業勘定は、予算額340万9,000円に対し、歳入歳出決算額とも331万6,218円で、収支差引額はゼロであります。

歯科診療所特別会計歳入歳出決算は、予算額5,285万3,000円に対し、歳入歳出決算額ともに5,229万4,552円で、収支差引額はゼロであります。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計歳入歳出決算は、予算額188万円に対し、歳入歳出決算額ともに183万5,731円で、収支差引額はゼロであります。

なお、年度末における中退共基金の残高は3,128万9,000円となりました。

菅原ヤエ奨学資金特別会計歳入歳出決算は、予算額127万円に対し、歳入歳出決算額とも126万7,848円で、収支差引額はゼロであります。

小坂財産区特別会計歳入歳出決算は、予算額470万円に対し、歳入決算額が341万3,768円、歳出決算額が207万5,524円であります。実質収支額は133万8,244円の黒字で、令和6年度へ繰越いたしました。

なお、年度末における基金残高は、小坂財産区財政調整基金が2,256万6,000円、財産管理運営基金が4,575万6,000円となっております。

最後に、公営企業会計であります水道事業会計と下水道事業会計決算についてご説明いたします。

水道事業につきましては、収益的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が2億5,120万4,468円で、支出総額が2億4,226万5,791円となりました。この結果、消費税を除いて算定する損益計算書による当年度純利益は261万8,451円となり、前年度繰越利益剰余金が6,084万9,967円、その他未処分利益剰余金変動額が1,861万8,000円でありましたので、当年度未処分利益剰余金は8,208万6,418円となりました。

次に、資本的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が2,854万5,000円で、支出総額が2億2,414万6,760円となりました。

なお、資本的収支において不足する額 1 億9,560万1,760円は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填いたしました。

下水道事業につきましては、収益的収入及び支出は、収入総額が 1 億9,547万7,103円で、支出総額が 1 億7,967万7,348円となりました。この結果、損益計算書による当年度純利益及び当年度未処分利益剰余金は1,081万9,740円となりました。

次に、資本的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が9,043万1,380円で、支出総額が 1 億5,600万9,985円となりました。

なお、資本的収支において不足する額6,557万8,605円は、当年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上が令和 5 年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、水道事業会計及び下水道事業会計決算の概要であります。

熊谷代表監査委員と鹿兒島監査委員からは、去る 7 月16日から 7 月23日までの日程で決算審査を行っていただき、7 月25日、令和 5 年度小坂町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を受領いたしました。

監査委員からご指摘いただきました事項につきましては、厳正に対処してまいりたいと考えております。

また、議会の審議に当たりましては、決算書及び予算の執行実績と主要施策の成果報告書を提出させていただいておりますので、各般にわたりましてご指導を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、直ちに 8 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては、8 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、1 番、船水隆一君、2 番、工藤文明君、3 番、菅原明雅君、

5 番、椿谷勇次君、6 番、本田佳子君、7 番、木村則彦君、8 番、秋元英俊君、9 番、熊谷
聰君、以上 8 人を委員に指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 8 人の諸君を決算特別委員に選任することに決定いた
しました。

休憩いたします。

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 10 時 52 分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

休憩中にお諮りいたしましたように、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、
委員長には産業教育常任委員長の船水隆一君、副委員長には総務福祉常任委員長の菅原明雅
君とすることに決定いたしました。

◎報告第 7 号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第 5、報告第 7 号 令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率
の報告についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させますが、諸表及び別紙意見書の朗読については省略いたします。

〔職員報告書朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 報告第 7 号 令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率について
のご報告を申し上げます。

平成 19 年 6 月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、町長は毎年度、健

全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見をつけて議会に報告し、公表することが義務づけられました。法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりご報告申し上げます。

報告を要する比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業に係る資金不足比率の5項目が規定されており、地方公共団体における財政の運営状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化が必要な場合に迅速な対応を取る必要があります。

7月26日まで実施されました決算審査において、資料を基に審査いただいております。結果につきましては決算審査意見書のとおりでございます。

実質赤字額及び連結実質赤字額はありませんでした。

実質公債費比率は13.1%、将来負担比率は43.1%となりました。

実質公債費比率は、令和4年度の14.4%と比較して1.3ポイント低下し、将来負担比率は39.0%から4.1ポイント上昇しております。

実質公債費比率は、借金の返済に係る元利償還金の財政負担の割合を判断するものであり、地方債の元利償還金のほか、一部事務組合負担金や公営企業会計への繰出金のうち起債の償還に充てたもの、公債費に準ずる債務負担行為が準元利償還金として幅広く算定に含まれております。

令和5年度の実質公債費比率は、分子において普通会計で負担する元利償還金が減少したことから、分子が対前年度で3.0%減少いたしました。

分母においては、普通交付税並びに臨時財政対策債の減少があったものの、町税収入が増加したことにより、分母が対前年度で3.6%増加いたしました。

分子が減少し分母が増加したことで負担割合が減少し、単年度における実質公債費比率は、前年度比1.3ポイント減少したものでございます。

また、将来負担比率は、一般会計等が将来にわたって負担しなければならない額の負担の度合いがどれくらいなのかを示すもので、地方債現在高や債務負担支出予定額、さらには職員に対する退職金支給額や、一部事務組合等に対する公債費負担見込額に係る支出の総額の標準財政規模に対する割合となっております。

令和5年度の将来負担比率は、分子を構成する地方債残高が大きく減少したものの、充当可能財源のうち財政調整基金並びに公共施設等総合管理基金の残高が大きく減少したことから、全体では対前年度4.1ポイントの悪化となりました。

各指標を総合的に分析いたしますと、地方債残高をはじめとした将来的な負担額は着実に減少していることから、町の財政は健全な状態にあると判断できるものと考えております。

この4種類の比率は、全て算出の分母に標準財政規模を用いており、標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額や普通交付税の額に左右されるほか、当町の場合は、法人町民税が年度により大きく変動することから、引き続き将来に備えた歳出の抑制や計画的な基金の積立てなど、中長期的な視点に立った財政運営が必要であると考えております。

最後となりましたが、公営企業である水道事業会計、下水道事業会計、いずれも資金不足額はありませんでした。

議員皆様におかれましては、今後も当町の財政運営にご指導いただきますようお願い申し上げます。誠に簡単であります但報告いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第7号は終結いたします。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第65号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第65号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年5月27日に施行され、個人番号の利用及び情報連携に係る規定の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第2条では、新たに用語の定義規定を追加したほか、第4条では、改正法により別表第2が廃止されたことに伴い、引用している同法の条項に変更が生じたことから条文を改めるものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

鹿兒島議員。

○4番（鹿兒島 巖君） この法律を何で改正するのかという理由がはっきり分からないのですが、いわゆるマイナンバーカード、この利用に関して健康保険証を廃止するための前提としての条例改正ではないかというふうに考えてしまうのですが、それは間違いですか。この法律の改正の理由というところを教えてください。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 今回の改正は、健康保険証の関連……

〔「ちょっと大きな声でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（窪田圭一君） 健康保険証とは関連していないと思っています。

〔「関わりない」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（窪田圭一君） 関連はないと思っています。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（鹿兒島 巖君） 関わりないと解釈していいですか。単なるマイナンバーカードの利用に関してのことだけということよろしいですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） はい、そのように理解しております。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（鹿兒島 巖君） では、これは次の議案になっております国保の改正、この条例との関係というのはないと解釈していいですか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（後藤富美夫君） 私からちょっと、今回のこの国の法律の改正についてご説明いた

しますが、法律自体は1本なのですけれども、改正期日が何本かに分かれておりまして、この議案第65号に関するものは、国の法律自体は同じですが、マイナンバーに関する地方公共団体の取扱いの手続を改めたものでございます。

一方で、議案第66号に関するものにつきましては、施行日が12月2日になってございまして、こちらは法律では同じ法律ですけれども、その健康保険証の被保険者証がなくなるといったようなものになってございますので、法律自体は同じですが内容は異なっております。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

2番。

○2番（工藤文明君） 確認させていただきたいのですが、議案第65号につきましては令和6年5月27日からの適用となります。6月議会においてのスケジュールで、この議案の提出というのは間に合わなかったのか、あるいはこの時点ではスケジュールに載っていなかったのか、その辺を確認させていただきます。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（後藤富美夫君） 同じように、6月議会で、例えば県でありますとか近隣市町村でも同じような内容で改正している市町村もございますが、当町では国の法律の内容の精査にちょっと時間がかかりまして、議案内容を6月議会直前といいますか、その最中といいますか、改正しなければならないということに気づいたわけでございます。

このため、今回、直近の議会ということで9月議会にお諮りいたしております。ただし、国の法律の施行日であります令和6年5月27日から遡って適用するということにしておりますので、実態上、何も町民の方に影響を与えるような支障はございません。

○議長（目時重雄君） 2番。

○2番（工藤文明君） ありがとうございます。承知しました。

○議長（目時重雄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

議案第65号を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第66号 小坂町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第66号 小坂町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、令和6年12月2日から国民健康保険被保険者証が廃止されるため、所要の改正を行うものでございます。

内容は、被保険者証に関する条文の削除、参照条文の整理であります。施行日は令和6年12月2日となります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

4番。

○4番（鹿兒島 巖君） この改正議案の1番、提案理由の中に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、健康保険証を廃止するため」となっていますね。ということは、さっき言った行政手続法というのは、この保険証を廃止するための法律改正だったのですよね。さっき関係ないと言ったけれども、関係あるのでしょうか。この法律があって、改正したことによって保険証を廃止するというふうに言っているわけですね。さっきの答弁、矛盾するのではないですか。それが1点。

この提案理由の中に書いていることと、さっきの答弁というのは矛盾を感じるのですが、これはどう解釈すればいいのですか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（後藤富美夫君） 繰り返しになりますが、国の法律自体は一つの法律で改正されてございますけれども、施行日が異なるということで、その法律の中で様々な国の法律が改正されてございます。いわゆる束ねて一つの法律を改正するというふうな手続になりますけれども、その中で何段階かに分けて国は施行するというふうな手続を取っているということで、確かに議員おっしゃるとおり、健康保険証の改正についても、この法律の中で改正されておりますが、先ほどの議案65号のマイナンバーの関係とは内容が異なるという趣旨で申し上げておりますので、矛盾はしていないと思っております。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（鹿兒島 巖君） 解釈の違いなのでしょうけれども、どう考えてもこれは前段の法律改正とは間接的なものかもしれないけれども、国民健康保険証の廃止に関わっているというふうに考えざるを得ないと私は思いますということを前提にして、国保の改正の問題でありますけれども、このマイナンバーカードの廃止の問題というのは今非常に全国的にも大きな問題になっているという状況であります。

このマイナンバーカードの問題については、国の段階でいえば、政党としては共産党あるいは立憲民主党等が反対をしているわけでありましてけれども、今現在、国の調査の中でも、政府の厚労省の中でもマイナンバーの利用率が7%台あるいは8%台というような、そういう状況になっている。国が一生懸命に奨励をしていながらも、なおかつそういう段階にとどまっているというのは何が原因なのか。国民の中にやっぱりこのマイナンバーカードに切り替えることについての不安が非常に大きいということが実際にあるわけであります。

例えば、トラブルの問題でいえば名前や住所の間違い、これは初歩的な段階でありました。それから資格情報の無効、健康保険証で確認する医療機関で資格が確認できないというよう

な問題、あるいは10割負担が請求された、こういうことが頻繁に起こっている。また薬局でもマイナンバーカードを持たない患者に薬を渡さない。紙の保険証だと手続が要るので診療が後回しにされるといったことが起こっている。こういう状況の中で、何かごり押しの保険証を廃止して、マイナンバーカードに強制的に切り替えるということに対する不満があるわけです。

例えば能登半島での地震でこれは立証されましたけれども、停電でデジタル機器が使えない、マイナンバーカードで逆に受診できなかった、こういうことが起こりました。緊急対応が必要な医療現場で、マイナ保険証では逆に時間のロス、あるいは現行の保険証で事務手続きができるのができなかった。そういうことの体制がまだ整っていないのに、無理くりはこの保険証を廃止してマイナンバーカードに切り替えるということを条例化することについては、非常に問題があるのではないかというふうに思いますけれども、その辺は当局は事務レベルとして、こういう状況についてどのように考えますか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 町民課のほうへも、国から今もQ&Aとか通知が来ているところでございまして、ましてや町民の方についてはPR不足ということが感じられると思いますけれども、12月までは町としてもしっかり説明しながら安心してもらえるようにしていきたいと考えております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

4 番。

○4 番（鹿兒島 巖君） 今、質疑の中で申し上げましたような状況の中で、無理くりといいますか、こういった形でいわゆる保険証を廃止して、マイナンバーカードに切り替えることを前提とした条例改正については、私は反対の意見を申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（目時重雄君） これより議案第66号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第66号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第67号 小坂町康楽館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第67号 小坂町康楽館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、小坂町康楽館使用料徴収条例の別表のうち、入館料と共通入館料に係る料金を改定するものでございます。

入館料及び共通入館料につきましては、本条例でこれらの上限額を設定し、小坂まちづくり株式会社がその範囲内で入館料等を徴収しております。

今回の改定は、電気料金や燃料費のほか、様々な物価が高騰しており、今後も運営コストの上昇が見込まれることから、現在の使用料上限の見直しを図るものでございます。

詳細につきましては、観光産業課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 小坂町康楽館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

審議の参考、4ページをお開きください。

さきに町長が提案理由を述べましたが、使用料については、小坂町康楽館使用料徴収条例の別表で上限を設定し、指定管理者である小坂まちづくり株式会社がその範囲内で料金を徴

収しております。

今回の改正は電気料金や物価高騰などにより運営コストの上昇があること、また今後もそれが続くと見込まれるため、それに呼応する形で上限の見直しを行うものであります。

条例の改正は康楽館入館料のうち、常設公演の場合はおおむね3割増、施設見学のみの場合はおおむね1割増に改正しようとするものです。また、共通入館料の改正額も入館料と同率の増改正としておりまして、鉾山事務所、レールパークとの共通券に適用となります。

なお、施行時期は令和7年4月1日になりますが、新年度に向けた営業活動あるいはパンフレットの記載を考慮した上で、今回の9月定例会へ提案したものであります。

また、康楽館の使用料は上限を改正するものであって、来年度すぐにこの料金に改正を行うものではありません。

以上、簡単ではありますが、詳細説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番。

○8番（秋元英俊君） 今、課長が4月1日にすぐ上げるものではないということで聞いたのですが、この金額について小坂まちづくり株式会社との話合いの中で、会社としての意向は4月1日からなのか、よくこれを検討してそれ以降に上げるとか、そういう話をしたのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 康楽館の料金改定については、来年度すぐには実施する予定は今のところないという話は聞いておりますので、今後協議をした上で、時期と料金等は協議していきたいと考えております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑はありませんか。

5番。

○5番（樫谷勇次君） この改定によって、どれぐらいの試算をしているかというのをお聞きしたいのですが、例えば来客数のほうは減るけれども、単価が上がるのでこれぐらい見込むとか、そういった試算があればお聞かせください。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） すみません、手元に算定した詳しい資料は持ってきておりませんが、若干入館者は減ると見込まれておりますが、その分、料金の改定によりまして収支は若干上向くということでシミュレートはしております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

2 番。

○2 番（工藤文明君） 拝見しますと、使用料全て、入館料も含めてですけれども、広範にわたって料金の改定を提案されていますが、一律で大体どのぐらいのパーセント、あるいはどのような形で周知していくのかというのもお伺いしたいと存じます。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 先ほど詳細の説明でもお話ししましたが、おおむね芝居に関するものは3割、芝居がない施設入館の場合は1割の増を考えております。

また、これは、町民無料の日を設定して皆さんに来ていただいておりますが、それは別の要項で定めておりますので、町民無料の日などについては全く影響はないというふうに考えています。

それと、周知に関しては、パンフレットなどで皆さんにお知らせするほか、料金改正した場合は、営業活動などでその旨はお知らせしていくということで考えております。

○議長（目時重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第68号 小坂鉄道レールパーク設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第68号 小坂鉄道レールパーク設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、小坂鉄道レールパーク設置条例の別表のうち、宿泊料を改定するものであり

ます。宿泊料につきましては、本条例でその上限額を設定し、小坂まちづくり株式会社がその範囲で宿泊料を徴収しております。

今回の改定は、電気料金や燃料費のほか、様々な物価が高騰しており、今後も運営コストの上昇が見込まれることから、現在の宿泊料上限の見直しを図るものでございます。

詳細につきましては、観光産業課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 小坂鉄道レールパーク設置条例の改正についてご説明いたします。

審議の参考、6ページをお開きください。

さきに町長が提案理由を述べましたが、小坂鉄道レールパークの利用料金については、小坂鉄道レールパーク設置条例の別表で上限を設定し、指定管理者である小坂まちづくり株式会社がその範囲内で料金を徴収しております。

今回の改正は、電気料金や物価高騰などにより運営コストの上昇があることと、今後もそれが続くと見込まれるため、それに呼応する形で上限の見直しを行うものであります。

条例の改正は、ブルートレインあけぼのの宿泊料の改正をしようとするものです。現在はA寝台個室宿泊料は1部屋7,120円となっておりますが、これを1人利用の場合は1万3,000円に、2人利用の場合は1部屋2万円に改正しようとするものです。また、B寝台個室は4,530円から7,500円に改正しようとするものです。

ブルートレインあけぼのの宿泊運営をするためには、多くの費用がかかっております。康楽館と同様に、電気料金や各種物価高騰などにより今後も運営コストの上昇も見込まれるため、宿泊料の改正をしようとするものです。これらの改正は近隣もしくは同類の宿泊料と同等になると考えております。

なお、施行時期は令和7年4月1日になりますが、新年度に向けた営業活動、パンフレットの記載を考慮した上で9月定例会への提案としたものであります。

また、利用料は上限を改正するものであって、すぐにその金額に料金改正するものではありません。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

8番。

○8番（秋元英俊君） A寝台の1部屋の金額がかなり高いというようなイメージが湧いています。この寝台の今の額が7,120円から2万円になった、その計算の根拠というものがあるのだとすればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） A寝台個室は、ベッドが1段、2段になっておりまして、実質2人で泊まれるお部屋になっております。今の条例では1部屋7,120円となっておりますので、2人で泊まっても7,120円。考えてみますと、すごく格安な料金で泊まれるお部屋になっておりました。

寝台特急ブルートレインの宿泊施設は全国に何か所かございますが、それらと比較したことを、運行していた当時のA寝台個室の料金、これを鑑みましてこのような料金設定とさせていただきます。

また、かなりの上昇率になりますので、一気にこれを上げるということは毛頭考えておりませんので、ここら辺も含めて小坂まちづくり株式会社と協議した上で、新たな料金設定をしたいと考えております。

○議長（目時重雄君） ほかに何かありませんか。

8番。

○8番（秋元英俊君） 1部屋2万円ということで改定、ただし1人用の場合は1万3,000円と。通常1部屋貸しの状況で、2人だろうが1人だろうが料金としては同じような設定でいくのが普通ではないかと思いますが、ここでは1人の場合は1万3,000円と。その算定した理由というか、1人だとあまりにも負担額が大きいということで、1人の場合は1万3,000円としたという状況なのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 逆に、お一人様1万3,000円という金額で、2人になれば2倍になるといいますか、1万3,000円が基本で、もう一人増えたらちょっと安めの2万円というような形で考えていただけたほうがよいかと思います。

○議長（目時重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第68号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第69号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第69号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、秋田県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により関係市町村議会の議決を得なければならないため、本案を提案するものでございます。

一部変更内容については、本年12月2日以降、現行の被保険者証が発行されなくなるため、規約において「被保険者証及び資格証明書」の用語を使用している部分について「資格確認書等」に改めるものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

4番。

○4番（鹿兒島 巖君） 先ほどの議案第66号と同様な趣旨であります。

したがって、被保険者証廃止を前提とする条例改正でありますので、反対の意思表示をさせていただきます。

以上であります。

○議長（目時重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第69号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第70号 令和6年度小坂町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第70号 令和6年度小坂町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、町道などの除排雪経費のほか、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業や、ツキノワグマ被害防止対策事業などの予算を措置したほか、必要経費の調整額を補正しております。

その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億8,291万3,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を44億4,782万6,000円にするものでございます。

補正財源は、事業に関連する国・県支出金などの特定財源を充当したほか、一般財源として地方交付税などを措置しております。

第2条の地方債補正においては、臨時財政対策債の限度額をその決定額に合わせて減額し、限度額総額をこれまでの既決額から75万7,000円減額して、1億2,864万3,000円に変更しております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、一般会計補正予算（第3号）の詳細について説明をいたします。

歳出から説明しますので、補正予算書の10ページをお開きください。

あわせて、項目ごとに係る歳入についても説明をまいります。

本9月補正では、例年同様、除排雪に係る経費を計上しております。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、12節業務委託料は、移住体験住宅2棟分の除排雪作業分です。

18節路線バス乗車券類購入費助成事業補助金は、4月から取扱いを始めたかぶきんパスの利用が高校生を中心に好調なことから、不足が見込まれる187万5,000円を追加で計上しています。

6目電子計算費、12節業務委託料は、地方公共団体情報システム標準化に伴う分析作業分として62万円を計上しています。

18節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、児童手当拡充の対応及び個人住民税定額減税の対応に係る負担分として510万5,000円計上しています。

財源内訳欄の国県支出金は、デジタル基盤改革支援国庫補助金の地方公共団体情報システム標準化・共通化事業分1,377万9,000円と、子ども・子育て支援事業費国庫補助金の児童手当制度改正実施円滑化事業分の445万9,000円です。

3項1目戸籍住民基本台帳費、13節機械器具借料は、旅券交付システム機器の更新に係るリース料です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節あんしん除雪支援事業補助金は、生活弱者世帯の間口除雪を行う自治会に対して交付するもので、1世帯当たり1万円で、70世帯分を見込み、70万円を計上しています。

5目障害者福祉費、19節扶助費の更生医療及び障害児通所給付費は、いずれも給付対象者の増により、合わせて944万円7,000円を措置しています。

22節国庫支出金返還金443万8,000円は、前年度の障害者自立支援給付費等に係る国庫負担金について、その精算により返還が生じることから予算化しています。

財源内訳欄の国県支出金は、更生医療国庫負担金273万8,000円と県負担金134万円、障害

児入所給付費等国庫負担金204万4,000円と県負担金102万2,000円です。

7目介護保険費、22節国庫支出金返還金は、低所得者介護保険料軽減等に係る前年度実績による精算です。

財源内訳欄の国県支出金5,000円は、低所得者介護保険料軽減県負担金です。

8目交通安全・防犯対策費、10節修繕料37万2,000円は、細越地区のカーブミラー修繕分に係る分です。

2項児童福祉費、2目児童運営費、22節国庫及び県支出金返還金は、児童保育委託分に係る前年度分の精算による返還金です。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目環境衛生費、18節の大館・鹿角・小坂ごみ処理広域化検討会議負担金25万円は、広域化の可能性検討調査分析に係る費用負担分です。

4目予防費、10節印刷製本費及び12節業務委託料は、新型コロナワクチン予防接種の国の接種基準額が大幅に引き上げられる見込みとなり、65歳以上、生後6か月から18歳及び妊婦については、自己負担額が当初予算で想定した4,000円程度となるよう助成単価を引き上げようとするものでございます。

18節予防接種健康被害給付金36万4,000円は、ワクチン接種による健康被害に対する通院等に要した費用分の給付金です。

22節国庫支出金返還金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業等の前年度実績による精算です。

財源内訳欄の国県支出金36万3,000円は、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費国庫負担金、その他の664万円は、基金管理団体から交付された新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金です。

5目母子保健指導費は、母子保健医療対策総合支援事業費国庫補助金18万円を収入したことによる財源振替です。

6目健康増進事業費、18節歯周病検診費用助成事業補助金は、鹿角郡市歯科医師会以外で受診した方に対する分として3万円の計上です。

8目温暖化対策推進費は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金127万9,000円を収入したことによる財源振替です。

3項1目診療所費、27節歯科診療所特別会計繰出金は、歯科診療所特別会計の補正に伴うものです。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節ツキノワグマ被害防止緊急対策事

業補助金は、自治会等が行う誘引樹木の伐採に対し支援するもので、297万5,000円を計上しています。

6目農地費、12節業務委託料77万7,000円は、大堰内の支障木伐採業務分です。

2項林業費、1目林業振興費、12節業務委託料23万1,000円は、森林経営管理移行調査準備業務分です。

財源内訳欄のその他の23万1,000円は、森林環境整備基金繰入金です。

次のページをお願いします。12ページです。

7款1項商工費、3目観光費及び4目康楽館費の12節業務委託料は、観光施設及び役者住宅の除排雪作業分です。

5目小坂鉦山事務所費、14節施設補修工事費126万5,000円は、天使館東側の庇が腐食により破損した部分の補修に係る分です。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、18節住宅リフォーム支援事業補助金は、今年度も利用が好調なことから300万円を追加するものです。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費は、町道除雪に係る経費で、1億3,552万7,000円を計上しました。

主な除雪体制は、一部を除き昨年度と同様の体制として予算措置をしておりますが、人件費や燃料代等の高騰により、前年度比で1,347万4,000円の増となっています。

9款1項消防費、1目常備消防費、18節鹿角広域行政組合消防費負担金は、十和田湖地区応援協定に基づく負担分109万3,000円と十和田分署移転工事費分9,000円です。

3目消防施設費、10節修繕料91万6,000円は、万谷地区の消火栓修繕分です。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、12節業務委託料は、給食棟及び玄関の雪下ろし作業に係る分です。

4項社会教育費、3目芸術文化振興費、12節業務委託料は、中小路の館の雪下ろし作業に係る分です。

4目社会教育施設管理費、12節業務委託料は、川上公民館に係る除排雪経費分です。

13節機械器具借料17万5,000円は、川上公民館の仮設トイレ設置リース料です。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、7節謝礼金は、主催事業に係る講師謝金に不足が見込まれ、10万円を追加計上しています。

8節旅費及び18節負担金は、全国スポーツ推進委員研究協議会へ参加する費用です。

2目体育施設費、14節施設補修工事費77万円は、アリーナの床補修に係る経費です。

12款1項公債費、1目元金、22節長期債元金償還金は、当初予算計上できなかった令和5年度借入れ元金償還分です。

続いて、歳入で措置した一般財源について説明しますので、8ページをお開きください。

これまで説明いたしました歳出歳入の補正予算において不足する一般財源については、10款地方交付税の普通交付税1億4,743万5,000円と、19款繰越金215万5,000円を措置して、収支の調整を図っています。

21款1項町債、6目臨時財政対策債は、決定額に合わせて75万7,000円減額しています。

次に、5ページをお開きください。

第2表地方債補正です。地方債補正では、臨時財政対策債の今回の補正に合わせて限度額を変更しております。総額を75万7,000円減額し、その限度額を1億2,864万3,000円とするものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第70号につきましては、本日は提案理由の説明で終結いたします。

◎議案第71号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第71号 令和6年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第71号 令和6年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも359万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億7,919万円にするものでございます。

補正予算の主な内容は、歳出で健康保険証廃止に伴い交付する資格確認書に係るシステムの改修等のため、秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金266万2,000円、歳入で

補助率10分の10の同額を国庫補助金として追加しております。

そのほか、前年度繰越金確定により、歳入で7款繰越金92万8,000円を追加し、歳出で歳入調整として、2款一般被保険者等療養給付費を同額追加しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第71号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第72号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第72号 令和6年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第72号 令和6年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも1万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,091万4,000円にするものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、4款繰越金へ1万4,000円を追加しております。

歳出につきましては、歳入の調整として2款後期高齢者医療広域連合納付金へ1万4,000円を追加しております。

以上、誠に簡単であります、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第72号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

午前中の日程はこれで終わりたいと思います。

再開は午後 1 時からにしたいと思います。よろしくお願いします。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き、会議を再開します。

◎議案第 73 号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第73号 令和6年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第73号 令和6年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

保険事業勘定においては、既決予算額に歳入歳出とも1,504万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億1,518万9,000円にするものでございます。

歳出補正の内容は、6款1項2目償還金において、介護給付費の決算見込みによる国・県負担金等の返還金として1,504万6,000円を追加しております。

歳入補正の内容は、1款1項1目介護保険料については、当初予算編成時において第9期介護保険事業計画の保険料額が未定でありましたので、改定額を反映した保険料分として1,222万6,000円を追加し、5款1項1目介護給付費県負担金については、決算見込みによる精算分として32万7,000円を追加しております。

また、8款繰越金においては、前年度繰越金として249万3,000円を追加しております。

以上、誠に簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第73号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第74号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第74号 令和6年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第74号 令和6年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも63万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を5,934万5,000円にするものでございます。

歳出補正の内容は、1款1項1目総務費において、診療所内壁の修繕に係る修繕料として50万円、業務委託している技工士等に係る時間外手当として13万1,000円をそれぞれ増額するものでございます。

歳入補正の内容は、歳出補正に伴って、3款1項1目一般会計繰入金を63万1,000円増額しております。

以上、誠に簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第74号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は９月６日午前１０時から再開し、一般質問を行います。

散会 午後 １時０６分